冬空にたつ五色の水柱
競輪場で出初式

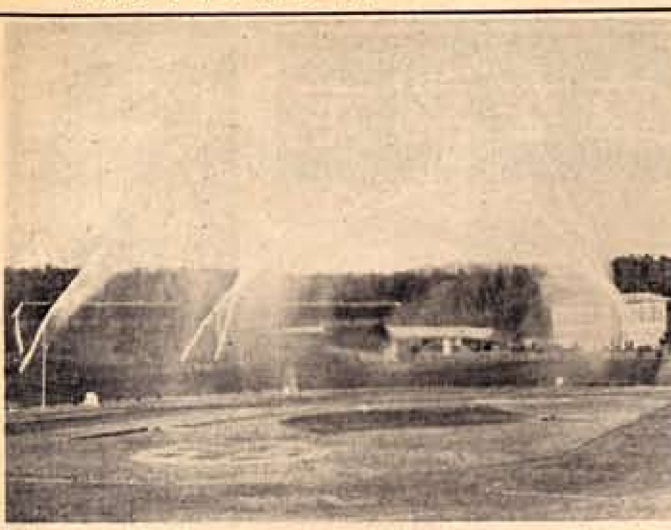

向日町消防団恒例の出初式は小春日和の一月十一日午前八時から、競輪場内で団員約五百名の精鋭が出席して盛大におこなわれた。式が終ったのちポンプの一斉放水は青空に力づよく水柱を立て参観の人々を驚ろかせた。

表彰された団員は次の方々です

◇京都府消防協会長表彰◇

功績賞（団長）辻山一雄
精績賞（第二部）長谷川勝男
精勤賞（第一部）安田信夫
〃（第二部）長谷川明
〃（第三部）小山茂
〃（第四部）橋本庄次
〃（第五部）野口茂
〃（第六部）大八木源一郎

◇乙訓支部長表彰◇

（第一部）田中邦一
（第二部）磯口清
（第三部）中桂実
（第四部）増　正一
（第五部）井上茂
（第五部）安井稔
（第六部）上田義則
（第六部）片山八十和

◇向日町長表彰◇

第一部　植田、清水、井上、堀田
第二部　梶原、長谷川、長谷川、稲本
第三部　五十嵐、山下、小山
第四部　中島、大八木、竹内、岩田
第五部　高橋、水井、清水
第六部　稲本、高橋、鎌田

写真は、一斉放水

向日町消防団の正副部長定る

昭和三十四年向日町消防団の各部長は、一月一日付をもって次の方々がそれぞれ任命された。

第一部　部長　清水甚之助
（物集女）副部長　中山茂
第二部　部長　斉藤定雄
（寺戸）副部長　岡田昇
〃　中村芳夫
第三部　部長　一口清
（森本）副部長　清水春夫
第四部　部長　中島秀治
（鶏冠井）副部長　久保政雄
第五部　部長　民秋貞次
（上植野）副部長　植田元之
第六部　部長　渡辺一雄
（向日）副部長　藤田一男

＝税務課だより＝
＝町税のいろいろ＝

町税三十二年度の調定、収入調

平素は皆様の御理解と御協力によりまして、町税の納税状況は日を追って向上しつつあり、私達税務に職を奉ずる者として日頃深く感謝して居りますと共に、本町財政のため誠に喜ばしいことと存じて居ります。

昭和三十二年度の決算も終りましたので、茲に町税の調定額及び、収入額一覧表と、調定、収入に対する各税目別割合を図表に致しましたので、参考までに御覧下さい

昭和三十二年度分町税調定、収入額一覧表　（単位千円）

税目	調定額(イ)	収入額(ロ)	収入歩合(ロ)/(イ)
町民税個人分	12,193	11,901	97.6
〃　法人分	3,358	3,358	100.0
固定資産税土地分	6,004	5,424	90.4
〃　家屋分	5,957	5,382	90.3
〃　償却資産分	2,257	2,039	90.3
軽自動車税	711	647	91.0
煙草消費税	3,204	3,204	100.0
電気ガス税	3,014	3,014	100.0
国有資産交付金	63	63	100.0
〃　納付金	4,230	4,230	100.0
合計	40,991	39,262	95.8

昭和三十二年度分町税調定、収入に対する各税目別割合図表

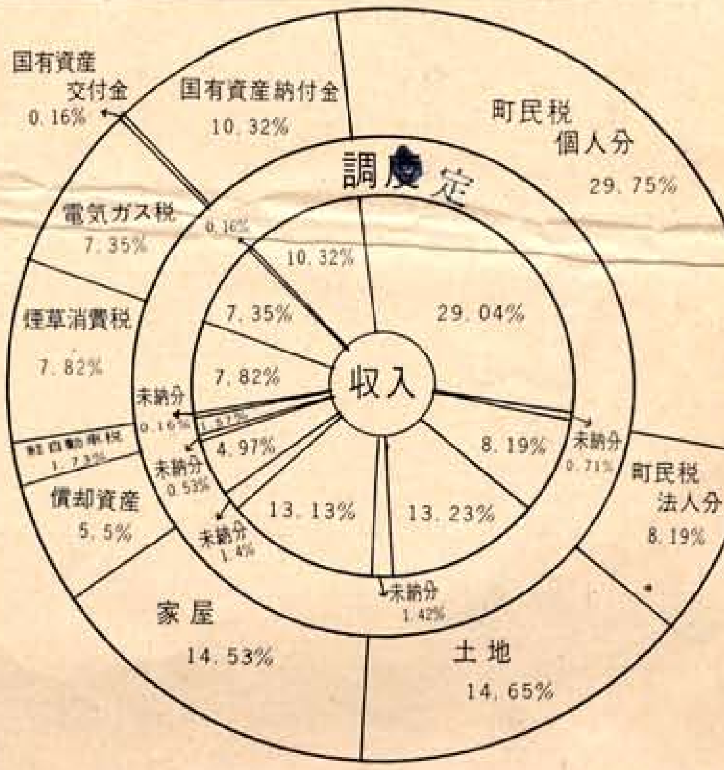

町税の知識
町民税と固定資産税

年頭から税金の話しも納税者の皆様に余り芳しいことではないと思いますが、税の知識として一とおりのことを知っておいてもらいたいと思いますので、皆様に身近な町税について簡略に説明しておきたいと思います。

皆々もよく聞くところでありますが、住民税について都市と郡部と対照して郡部が税金が高いという声でありますが、何にがこれに原因しているか。

税法上住民税の賦課方法は大別して五種あります。

一、前年の所得税額を課税標準とするもの
二、前年の所得税の課税総所得金額を
三、前年の所得税の課税総所得金額から所得税額を控除した金額を
四、前年の総所得金額から基礎控除のみをした金額を
五、前年の総所得金額から基礎控除と所得税額を控除した金額を

このような五種の課税方法を当該市町村の条例によって任意に定めるようになっております。

右によって市町村の主たる財源を確保するのであるが、例えば大都市のように税収のみを以て財源に充てることなく凡ゆる公営事業によって生ずる収益又は高層建築、大規模の償却資産等の固定資産税が郡部町村との財源から見て比較にならぬものがあり、税収のみを以て財源を確保しなければならない郡部の町村は、前記第四の方式によるものが多く全国的に見て約八五％の市町村はこの方法を採用し、京都府下の例を見ても京都市を除く大部分の市町村が第四又は第五の方式によって税収を確保しなければならない現状であります。

而かし本町としては幸いにして納税者の皆様の御協力によって納税成績も百％に近い数字を見、且つ皆様御要望の小学校改築も着々と進捗しつつあり、将来の住宅誘致にそなえて何んとか住民税の課税方法について検討し都市との率に可成り接近せしめることによって皆様の了解も得られることと思い、客年十二月定例議会で別稿のような一部町税条例の改正を見皆様の御負担を多少なりとも軽減できるような措置を講じたのであります。

御参考までに住民税の第一方式と第四方式の比較を対照しますと次の通りとなります。

総所得金額	区分	独身の場合	扶養家族一人	扶養家族三人
一五〇、〇〇〇	第一方式	五、一六〇	三、〇八〇	一、三四〇
	第四方式（向日町）	三、五七〇	二、九二〇	一、六二〇
二〇〇、〇〇〇	第一方式	一〇、〇〇〇	七、五六〇	五、四六〇
	第四方式（向日町）	八、五二〇	七、八六〇	六、五六〇
二五〇、〇〇〇	第一方式	二二、一八〇	一八、四四〇	一五、七六〇
	第四方式（向日町）	二〇、九九〇	二〇、三四〇	一九、〇四〇

注、総所得金額は何れも給与所得者として勤労控除及特別控除後のものを示す税額は何れも府民税及び均等割を含めたもの

因に過般、近畿地区の本町と同程度の規模を有する関係町村の課税資料を集めた結果、本町は最低額にあり特に京都府下の奥丹後の町村と比較すると約半額以下の税額になることを附記いたします。

◇固定資産税について◇

昭和二十五年の地方税法の大改正により従来の地租、家屋税を固定資産税とし翌二十六年度より評価制度に切り替えられたのでありましてこの最初の評価は、土地は旧賃貸価額、家屋は最高、最低の両建築価額を示しこの枠にはめた評価を決定したのでありますがその当時の物価の変動に伴い逐年評価額を増額して来ましたが昭和三十一年の物価の安定と同時に政府の評価基準等の一部改正があり評価額も三年間据置制度が採られ最近では一般評価の大した変動もなく落ちついたように思はれます。

これら評価額は毎年国府から各市町村に対し評価額の平均価額を指示して来ます。この指示額と評価基準に基き各町村が家屋、土地を各筆目毎に評価を行うものであります。

細部については省略いたしますが参考までに昭和三十四年度の評価額の平均指示額の一部は左表のとおりです。

表から検討しますと大都市と郡部は住民税と反比例し宅地・家屋の評価が高くなり従って固定資産税にも影響することは明瞭です。

但し田について本町の平均価額の高いのは京都市の最近編入した愛宕郡、北桑田郡の旧村及び右京区・伏見区の周辺地区で旧賃貸価額の未だ低いところも含めた平均価額を算出しているため市の中心部の田例えば吉祥院・鳥羽地区にありては反当り七万円から八万円近い評価額となっており本町の最高評価額六万五千円の田よりはるかに上回っております。

以上で概略の説明を終りますが皆様におかれても税関係には充分の関心をもたれて御納税の円滑と共に御納得のいかない点は何時でも御申し出下さいますようお願ひいたします。

区分	田（反当）	畑（反当）	宅地（坪当）	家屋（木造坪当）	家屋（非木造坪当）
京都市	四九、一五〇円	三四、九二五円	二、八四四円	一二、三二六円	四三、八〇三円
向日町	五四、三三五円	三二、三七六円	八六六円	一五、五五四円	三九、一九六円

町民税で百拾余万円の減税

客年十二月の定例町議会で本町々税条例の一部改正があり昭和三十四年度の町民税より適用せられますからお知らせいたします。細部については次の通り

1、町民税関係

一、所得割の税額控除

算出された所得割から扶養親族の数に応じ控除される金額は、次の通りです。尚（　）書の数字は改正前の金額であります。

一、扶養親族三人までは一人につき五百円（三百円）
二、扶養親族三人をこえ五人までは一人につき六百円（四百円）
三、扶養親族五人をこえる分については一人につき七百円（五百円）
四、扶養親族中の不具者一人につき千円（五百円）

二、地方税法第二百九十五条第一項第三号による不具者、老年者、寡婦、未成年者で前年中の所得金額が十三万円以上の方、及び、所得税法に示す勤労学生で非課税とならない方に対して課される所得割の額から軽減される金額は何れも千円に引上げられました（改正前の金額は何れも七百円）

2、固定資産税関係

昭和三十一年一月二日から、昭和三十七年一月一日までの間において新築された床面積が二十坪以下の家屋で、新築の日から引続きもっぱら居住の用に供しているものについては、新築の翌年度から三年度分の固定資産税に限り、その税額を家屋の床面積で除した額に、一五を乗じた金額（その家屋が一五坪以下であるときは、その家屋の固定資産税額）の二分の一の額が軽減されることとなりましたので、これに該当する家屋の所有者の方は、納期前七日までに、町長に申請することになっていますので御注意下さい。尚、昭和三十四年度分については、四月の第一期分徴税令書と共に此の申請用紙をお送り致します。尚、此の条例は昭和三十四年度分から適用されることとなりますので、昭和三十一年中に新築された方は、昭和三十四年度のみ一年分、昭和三十二年中に新築された方は、昭和三十四年度分と、昭和三十五年度分の二年分が適用されることとなります。

◇地蔵さんも一役◇

（乾燥しています。タバコの吸がらにもご用心。）

新入学児童の健康診断は

四月に向陽小学校に新入学されるお子さまの健康診断を左記の日程にて行います。健康診断を二回にわけて行いますから、両日とも必ず受けて下さい。時間は、第一日目は午後一時から五時、第二日目は午後一時に必ず集って下さい。

二月九・十二日　西向日、上植野
二月十・十三日　鶏冠井、森本、寺戸北
二月十一・十四日　向日、物集女、寺戸東、西